

厚生労働省岩手労働局発表  
令和5年1月31日（火）

【照会先】

岩手労働局労働基準部健康安全課  
課長 若月 敏幸  
課長補佐 瀧 磯 寿  
（電話） 019-604-3007

## 「STOP！転倒災害プロジェクト」への協力を要請

### ～2月に重点的な取組～

岩手労働局（局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩）は、「STOP！転倒災害プロジェクト」に係る冬季の転倒災害防止の取組を2月に重点的に実施することを管内の関係機関に対し要請しました。

先ごろ公表した令和4年1月から12月の労働災害発生状況において、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、転倒災害の占める割合が約3割に上っています。

特に1月、2月に転倒災害が多発する傾向にあり、年間の死傷者数にも大きく影響することから、「STOP!転倒災害プロジェクト」に係る冬季の転倒災害防止の取組を2月に重点的に実施することとし、国や県、商工労働団体等138機関に対し文書を発送し協力を要請いたしました。

また、管内7労働基準監督署に対しても、事業場に対する指導について指示いたしました。

岩労発基 0124 第 1 号  
令和 5 年 1 月 2 4 日

関係団体 各位

岩手労働局長

冬季の転倒災害防止に係る「STOP!転倒災害プロジェクト」の  
重点的な取組について

日頃から労働行政、とりわけ労働災害の防止につきましては、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般公表いたしました令和 4 年 1 月から 12 月の労働災害（12 月末速報値）による死傷者数は 2,049 人となり、前年同期と比べまして 690 人、49.1%の大幅な増加となったところです。

増加の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症による被災者数が 686 人（前年同期 47 人）と大幅に増加したことが大きな要因となっているところですが、転倒災害による死傷者数についても 442 人と、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと全体の約 3 割を占めたところです。

冬季の転倒災害の防止につきましては、「いわて年末年始無災害運動」を通じ、取り組んでいただいているところですが、2 月においても転倒災害が多発する傾向にあることから、「STOP!転倒災害プロジェクト」の実施要綱の 5（3）「冬季における転倒災害防止対策」を 2 月に重点的に取り組むことといたしました。

つきましては、貴機関におかれましても、別添の実施要綱、リーフレットにより、冬季における転倒災害の防止につきまして、関係機関等に御周知くださいますよう、お願いいたします。

## STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

### 1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、平成28年1月からは、それを発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として、休業4日以上之死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、3年連続で増加しており、2022年までに休業4日以上之死傷災害を2017年比で5%以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続として実施するものである。

また、プロジェクトの実効を上げるため、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認・徹底を行うとともに、都道府県の気象状況に応じて、積雪や凍結による転倒災害が多発する冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設けるものとする。

### 2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 3 実施者

各事業場

### 4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

#### (1) 厚生労働省の実施事項

- ① 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
  - ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
  - ③ 本プロジェクトを効果的に推進するためのサービス業などの第三次産業をはじめとする各種団体等への協力要請
  - ④ 都道府県労働局、労働基準監督署による「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特にサービス業などの第三次産業）への指導
- (2) 各労働災害防止団体の実施事項
- ① 会員事業場等への周知啓発
  - ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
  - ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
  - ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
  - ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

## 5 実施者の実施事項

- (1) 重点取組期間及び準備期間に実施する事項
- ① 6月の実施事項
    - ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
    - イ 「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
  - ② 準備期間（冬季前）の実施事項
    - ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
    - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
- (2) 一般的な転倒災害防止対策
- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
  - ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
  - ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
  - ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
  - ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
  - ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
  - ⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①～⑦

の事項の重点的な実施

- ⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施
  - ⑩ (必要に応じて) 設備管理者への危険箇所の改善の要請
  - ⑪ 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策
- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
    - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
    - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
    - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
  - ② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
    - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
    - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
    - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
    - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
    - オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

# STOP! 転倒災害

## プロジェクト

厚生労働省および労働災害防止団体では転倒災害の減少を図るため、2015年から「STOP!転倒災害プロジェクト」を実施しています

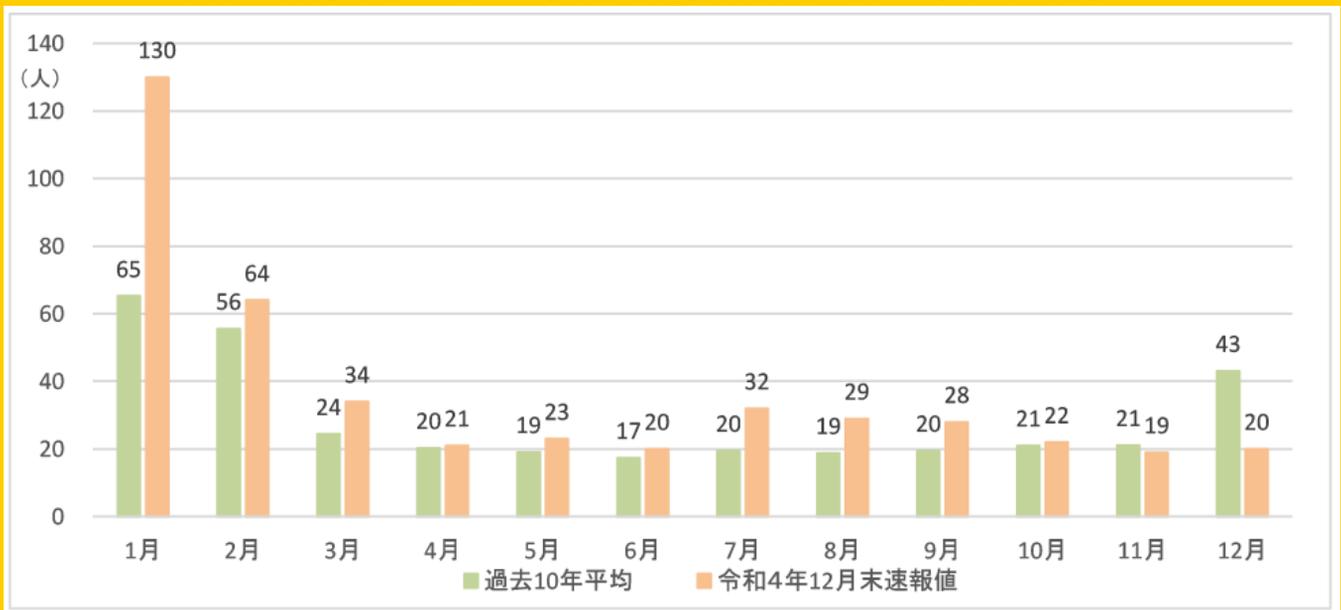


職場から転倒災害をなくしましょう！  
～2月は重点取組期間です～



岩手労働局管内では**転倒**による労働災害が最も多く、  
全体の**約3割**を占めています  
特に**1月から2月**にかけて**多く発生**します

岩手労働局 令和4年月別転倒災害死傷者数と過去10年平均の比較



※ 過去10年平均：平成24年から令和3年の確定値



滑りにくい靴の着用

積雪・凍結等による  
冬季特有災害防止対策も!!

厚生労働省

岩手労働局



清掃・除雪の励行

# 冬季特有災害を防止しよう！

## 1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- 滑り難い靴等の着用徹底。
- 作業時のヘルメットの着用。

## 2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- 余裕を持った車両運行計画の作成。
- 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけに黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

## 3 雪降ろしの際の災害の防止

- 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- 軒先の立入禁止の徹底。

## 4 火災・火傷の防止

- 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

## 5 一酸化炭素中毒の防止

- 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

## 6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

## 7 作業時の保温・体操の実施

- 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

## 8 その他の冬季特有災害の防止

- 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- 雪崩による危険防止。
- 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

## 冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は  
転倒災害防止への  
注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

